|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 時間外労働  休日労働 | に関する協定届 | 労働保険番号 | １２３４５６７８９０１２３４ |
| 様式第９号の２　（第１６条第１項関係） | 法人番号 | １２３４５６７８９０１２３ |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | | | 事業の名称 | | | 事業の所在地（電話番号） | | | | | 協定の有効期間 | | |
| 金属製品製造業 | | | 株式会社○○工業 | | | （〒１２３－４５６７）　奈良県奈良市三条栄町１２－１０－３１１  （電話番号：　０３　－　１２３４　－　５６７８　） | | | | | 令和３年４月１日  から１年間 | | |
| 時間外労働 |  | 時間外労働をさせる  必要のある具体的事由 | | 業務の種類 | 労働者数  （満１８歳  以上の者） | 所定労働時間  （１日）  （任意） | 延長することができる時間数 | | | | | | |
| １日 | | １箇月（①については４５時間まで、②については４２時間まで） | | １年（①については３６０時間まで、②については３２０時間まで） | | |
| 起算日  （年月日） | 令和３年４月１日 | |
| 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | | 所定労働時間を超える時間数（任意） |
| ①下記②に該当しない労働者 | 受注の集中等 | | 設計 | １０人 |  | ４時間 |  | ４５時間 |  | ３６０時間 | |  |
| 製品不具合への対応等 | | 検査 | １０人 |  | ４時間 |  | ４５時間 |  | ３６０時間 | |  |
| 臨時の受注、納期変更等 | | 機械組立 | ２０人 |  | ４時間 |  | ４５時間 |  | ３６０時間 | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
| ②１年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | 月末の決算業務等 | | 経理 | ５人 |  | ４時間 |  | ４２時間 |  | ３２０時間 | |  |
| 棚卸し等 | | 購買 | ５人 |  | ４時間 |  | ４２時間 |  | ３２０時間 | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
|  | |  |  |  |  |  |  |  |  | |  |
| 休日労働 | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | | | 業務の種類 | 労働者数  （満１８歳  以上の者） | 所定休日  （任意） | | | 労働させることができる  法定休日の日数 | | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 | | |
| 受注の集中等 | | | 設計 | １０人 | 土日祝日 | | | １ヶ月に２日 | | ８：３０～１７：３０ | | |
| 臨時の受注、納期変更等 | | | 機械組立 | ２０人 | 土日祝日 | | | １ヶ月に２日 | | ８：３０～１７：３０ | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について１００時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して８０時間を超過しないこと。　□  （チェックボックスに要チェック） | | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 時間外労働  休日労働 | に関する協定届（特別条項） |
| 様式第９号の２　（第１６条第１項関係） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 業務の種類 | 労働者数  （満１８歳  以上の者） | １日  （任意） | | | １箇月（時間外労働及び休日労働を合意した時間数。  １００時間未満に限る。） | | | | １年（時間外労働のみの時間数。  ７２０時間内に限る。） | | | |
| 起算日  （年月日） | 令和３年４月１日 | | |
| 延長することができる時間数 | | | 限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。） | 延長することができる時間数  及び休日労働の時間数 | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 | 延長することができる時間数 | | | 限度時間を超えた労働に係る割増賃金率 |
| 法定労働時間を超える時間数 | | 所定労働時間を超える時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 | 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意） | 法定労働時間を超える時間数 | | 所定労働時間を超える時間数（任意） |
| 突発的な仕様変更等 | 設計 | １０人 | ６時間 | |  | ６回 | ６０時間 |  | ２５％ | ６００時間 | |  | ２５％ |
| 大規模なクレームの対応等 | 検査 | １０人 | ６時間 | |  | ６回 | ６０時間 |  | ２５％ | ６００時間 | |  | ２５％ |
| 機械トラブルの対応等 | 機械組立 | ２０人 | ６時間 | |  | ６回 | ６０時間 |  | ２５％ | ６００時間 | |  | ２５％ |
|  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |
|  |  |  |  | |  |  |  |  |  |  | |  |  |
| 限度時間を超えて労働させる場合における手続 | | 過半数代表者への事前通告 | | | | | | | | | | | |
| 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置 | | （該当する番号）  ①、③、⑩ | | （具体的内容）  医師による面接指導、１１時間の勤務間インターバル、職場での時短対策会議の開催 | | | | | | | | | |
| 上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について１００時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して８０時間を超過しないこと。　□  （チェックボックスに要チェック） | | | | | | | | | | | | | |

協定の成立年月日 　令和　３　年　３　月　１２　日

協定の当事者である労働組合の名称（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）又は労働者の過半数を代表する者の 職名　検査課主任

氏名　山田花子 　㊞

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （　　　同意書の回覧 　）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 □（チェックボックスに要チェック）

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 □（チェックボックスに要チェック）

　令和　３　年　３　月　１５　日 使用者 職名　代表取締役

奈良 　労働基準監督署長殿 氏名　田中太郎 　㊞